平成２５年（フ）第１１号
鳥取県日野郡日南町福寿実563番地、旧住所鳥取県米子市日原710番地11
債務者　藤原　公彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４６号
鳥取県米子市上後藤３丁目12番43号
債務者　吉田　泰久
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３３２号
岡山市南区築港緑町３丁目７番38―１号アーバンヒルズＢ202
債務者　合地　堯子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４５号
広島市安佐北区口田南７丁目22番45―101号カーサビアンカＣ棟
債務者　仁村　　靖
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９０号
広島市佐伯区海老山南２丁目１番２―901号
債務者　薦田　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２０号
広島市西区鈴が峰町42番１―504号
債務者　中岡　孝徳
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２３号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目10番18号
債務者　里谷惠美子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５３号
広島市安芸区中野東５丁目13―10―10、住民票上の住所山口県下関市長府三島町３番30号
債務者　能美　佑葵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５６号
広島県東広島市黒瀬町楢原229番地４　シャルムＳ＆K101号
債務者　湯澤　敏雄
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５７号
広島県東広島市黒瀬町楢原229番地４　シャルムＳ＆K101号
債務者　湯澤　怜子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２２号
宮城県登米市東和町錦織字雷神山12番地１
破産者　有限会社東和パーツ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第３９４号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台２丁目19番８号
破産者　畠山　　誠
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５２号
千葉県木更津市請西１丁目10番16号
破産者　有限会社いなば工務店
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１４９号
長野県松本市大字松原44番地５
破産者　株式会社日本アイランド
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１５０号
長野県松本市大字松原44番地５
破産者　株式会社アイランドシステム
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８５号
北海道標津郡中標津町東十五条北１丁目２番地
破産者　最能建設株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
福島県会津若松市大町１丁目９番４号　森川ビル一階
破産者　株式会社ステージ東京
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
茨城県鉾田市串挽94番地
破産者　株式会社水戸屋
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
埼玉県坂戸市千代田１丁目４番40号
破産者　株式会社麻屋
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部